注射用カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

適応外使用とは、国が定める規定（添付文書）とは異なる方法で薬剤を使用することです。あらかじめ、当院の医療倫理委員会にて承認されており、治療の対象となられる患者様より同意を頂くことに代えて、病院ホームページに情報を公開することにより投薬を実施いたします。本内容に関して、拒否される場合やご質問がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【医療の内容】　注射用カリウム製剤（KCL 注 20mEq キット）の適応外使用による重症低カリウム血症の補正

【承認者】　独立行政法人　労働者健康安全機構　千葉労災病院長
（医療倫理委員会　2026 年 7 月 2 日 承認）

【対象者】　集中治療管理中の重症低カリウム血症患者

【目的・概要】　注射用カリウム製剤は、添付文書上 40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/時を超えない速度で、1 日最大投与量は 100mEq までと規定されています。しかし、輸液量の制限が必要で、かつ、低カリウム血症が重篤で速やかな補正が必要な場合に、添付文書を逸脱した濃度での投与を行う場合があります。また、必要に応じて 1 日最大投与量を上回る場合があります。

【投与方法】　KCL 注 20mEq キット 20mL を生理食塩水 100mL 内に加注し、輸液ポンプを用いて中心静脈カテーテルより 1 時間以上かけて投与します。濃度は約 167mEq/L となります。

【対象部署】　ICU，HCU，救急病棟，救急外来（初療室）

【予想される不利益と対策】

カリウム補充により、予想以上に血清カリウム値の上昇を呈することがあります。その場合、心不全や不整脈、心停止をきたす可能性があります。対策として、輸液ポンプを用いて投与速度を厳重に管理するとともに、心電図モニターを装着の上で定期的に血清カリウム値をモニタリングし、異常が認められた場合には速やかに減量あるいは投与を中止し、適切に対処します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書に記載された投与法への移行や投与終了を検討します。

【お問い合わせ先】
千葉労災病院　各診療科医師（重症・救命科医師）
電話番号　0436-74-1111（代表）

以上